

第27号議案

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成30年7月11日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「から三千円を控除した」を「の八割に相当する」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯（第二号から第七号までに該当する世帯を除く。） 保育料の二割に相当する額を限度とする減額

第三条第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九 前条第一項第九号に掲げる世帯 預かり保育料の二割に相当する額を限度とする減額

十 前条第一項第十号に掲げる世帯 預かり保育料の八割に相当する額を限度とする減額

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の文京区立幼稚園使用条例施行規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

文京区立幼稚園使用条例施行規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(保育料の減免)</p> <p>第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千百円以下となる世帯（第二号から第七号までに該当する世帯を除く。） 保育料の二割に相当する額を限度とする減額</p> <p>十 第二号の規定にかかわらず、幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）第四条第四項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税の額が七万七千百円以下となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。） 保育料の八割に相当する額を限度とする減額</p> <p>2・3・4 (略)</p>	<p>(保育料の減免)</p> <p>第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 第二号の規定にかかわらず、幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）第四条第四項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千百円以下となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。） 保育料から三千円を控除した額を限度とする減額</p> <p>2・3・4 (略)</p>
<p>(預かり保育料の減免)</p> <p>第三条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 前条第一項第九号に掲げる世帯 預かり保育料の二割に相当する額を限度とする減額</p>	<p>(預かり保育料の減免)</p> <p>第三条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 児童扶養手当の支給を受けている者のうち、婚姻によらないで母又は父になった者(当該者の当該年度に納付すべき所得割課税額が、寡婦又は寡夫に該当するものとみなして算出した場合において四万円以下となる世帯(第三号から第五号までに該当する世帯を除く。))であるときに限る。)で現に婚姻をしていない世帯 預かり保育</p>

十 前条第一項第十号に掲げる世帯 預かり保育料の八割に相当する額を限度とする減額

2・3・4 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の文京区立幼稚園使用条例施行規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

料の七割に相当する額を限度とする減額

十 幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当し、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯(第二号から第五号までに該当する世帯を除く。) 預かり保育料から三千円を控除した額を限度とする減額

2・3・4 (略)